

相談は無料です
お気軽にどうぞ

じゃんかいそうだん ～巡回相談はじめました～

るもいけんいきしょうかいしゃそうごうそうだんしえんせんたー

留萌圏域障がい者総合相談支援センターうえるです

生活のしづらさを感じていらっしゃる方や将来に不安を感じている方、年齢・障がいの種類、障害者手帳の有無は問いません。訪問での相談も行なっておりますので、事前にご連絡いただければ対応いたします。

じかん:10:00～16:00(2週に1回火曜日)

場 所:幌延町保健センターYOU優

連絡先

留萌圏域障がい者総合相談支援センターうえる

住 所 留萌市開運町2丁目6-1 働く婦人の家1階

でんわ 0164-43-7575 F A X 0164-43-7677

携帯電話 080-6080-5940

Eメール wel-sien@bz01.plala.or.jp

町民課保健福祉グループ

住 所 幌延町宮園町1番地

でんわ 01632-5-1115

※幌延町からの相談支援充実・強化事業の委託により活動しています

日	程
10月	6日、20日
11月	3日、17日
12月	1日、15日、29日
1月	12日、26日
2月	9日、23日
3月	9日、23日



子育て応援特別手当(平成21年度版)に関するお知らせ

目的

子育て応援特別手当(平成21年度版)は、平成21年4月10日に決定された「経済危機対策」の一環です。現下の厳しい経済情勢を踏まえ、幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成21年度限りの措置として支給します。

対象となる子ども

平成21年度において小学校就学前3年間(生年月日が平成15年4月2日から平成18年4月1日まで)に該当する子どもが対象となります。

手当の額

対象となる子ども一人当たり3万6千円を、世帯の住民基本台帳及び外国人登録原票上の世帯主に支給します。

ただし、どうしても今お住まいの市区町村に住居登録できない配偶者からの暴力被害者(以下DV被害者という)の方につきましては、事前申請書を提出する事により、世帯の住民基本台帳及び外国人登録原票上の世帯主でなくても受給する事ができます。

DV被害者の事前申請手続き

どうしても今お住まいの市区町村に住居登録できないDV被害者の方は、平成21年10月1日から平成21年10月30日までの間に、『事前申請書』を今お住まいの市区町村へ提出してください。10月30日を過ぎると事前申請は受け付けられません。

手当受給申請手続き

手当の受給には、対象となる子どもと同居している世帯主が、平成21年10月1日にお住まいの市区町村で申請することとなりますが、DV被害者の事前申請書の受付後、各市区町村間において支給対象者リスト調整を行う必要があります。申請手続きの受付開始は、平成21年12月11日以降となる見込みです。

手当受給申請の受付開始日が決定いたしましたら、対象となる子どもと同居している世帯主の方々に個別に通知いたします。

その他不明な点は

町民課保健福祉グループ(電話5-11115 内線160)にお問い合せください。